

鳥取大学医学部における COVID-19関連対応マニュアル

作成日：2020年7月28日

改定日：2020年12月4日

改定日：2022年 2月 2日

改定日：2022年8月23日

改定日：2022年11月1日

内容

1. COVID-19有症状の際における**学生の行動指針**及び**医学部連絡体制 (1)**
2. COVID-19発生時における**医学部連絡体制(2)**
3. COVID-19発生時における**医学部の行動指針**
4. COVID-19発生時における**学生の行動指針**

作成者:

医学教育学分野

医学教育総合センター

学務課

医学部感染症タスク・フォース

1. COVID-19有症状の際における 学生の行動指針及び医学部連絡体制 (1)

* 学生は、COVID-19陽性判明時
濃厚接触者となった場合
可能な限り速やかに学務課へ
報告すること
(陰性の場合も含む)

< 報告事項 >

- ・ 学科、学年、氏名、学籍番号、連絡先
- ・ 陽性、陰性が判定された日時及び場所
- ・ 現在の症状
- ・ 入院等（自宅待機も含む）の医療機関名等
- ・ その後の症状（状況）

(学生)
フォームで報告

COVID-19
陽性確認
濃厚接触者
も同様

原則、陽性者は以下のGoogleフォームへ入力し報告
<https://forms.gle/GrSQuThYnJMbsVMM6>

原則、濃厚接触者は以下のGoogleフォームへ入力し報告
<https://forms.gle/P66nExaUFSc35H1d7>

原則、陰性が確認できたら以下のGoogleフォームへ入力し報告
<https://forms.gle/4EoPo4mFTLT4cT1f6>

どうしても入力できない場合は、以下へ電話連絡
平日：学務課学生係 (0859-38-7100)
me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp
夜間・休日：学務課長 (090-4570-0485)

(学生)
相談

有症状
学生

1. かかりつけ医へ相談
2. かかりつけ医が
いない場合
受診相談センターへ相談
0120-567-492 (9時～17時15分)
* 土日祝日含む
* 年末年始(12/29～1/3を除く)
上記以外の時間
西部地区の場合：0859-31-0029
詳細は、次ページ「COVID-19有
症状の際における相談先」参照

(学生)
受診

かかりつけ医
または、
相談センターから
勧められた病院

* 複数医療機関の受診は
避けること

COVID-19可能性低い

(学生)
メール報告

学務課学生係
me-gakusei@ml.adm.tottori-u.ac.jp

COVID-19有症状とは (出典：厚生労働省ホームページ 令和2年7月16日)

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- ・ 発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合はすぐに相談
解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様)

COVID-19有症状の際における相談先

1 発熱等の症状がある場合 → まずは事前にかかりつけ医にご相談を

- 受診の際は、事前に受診方法等を確認しましょう。
- 医療機関によっては、感染防止対策として発熱患者を特定の時間帯や別の場所で診療するところもあります。事前に受診時の注意事項を確認してから受診しましょう。

2 かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合 → 受診相談センターへ

かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は、「受診相談センター」にご相談ください。
お近くの医療機関や受診の方法などをご案内します。

受付時間	区分	連絡先		
9時～17時15分 ※土日祝日含む ※年末年始 (12月29日～1月3日)を除く	電話	コロナ 至急に 0120-567-492		
	FAX	0857-50-1033 ※土日祝日や夜間も送信できますが、 お返事は翌日以降になります。		
上記以外の時間	地区	東部	中部	西部
	電話	0857-22-8111	0858-23-3135	0859-31-0029

出典：鳥取県ホームページ
<https://www.pref.tottori.lg.jp/289705.htm>

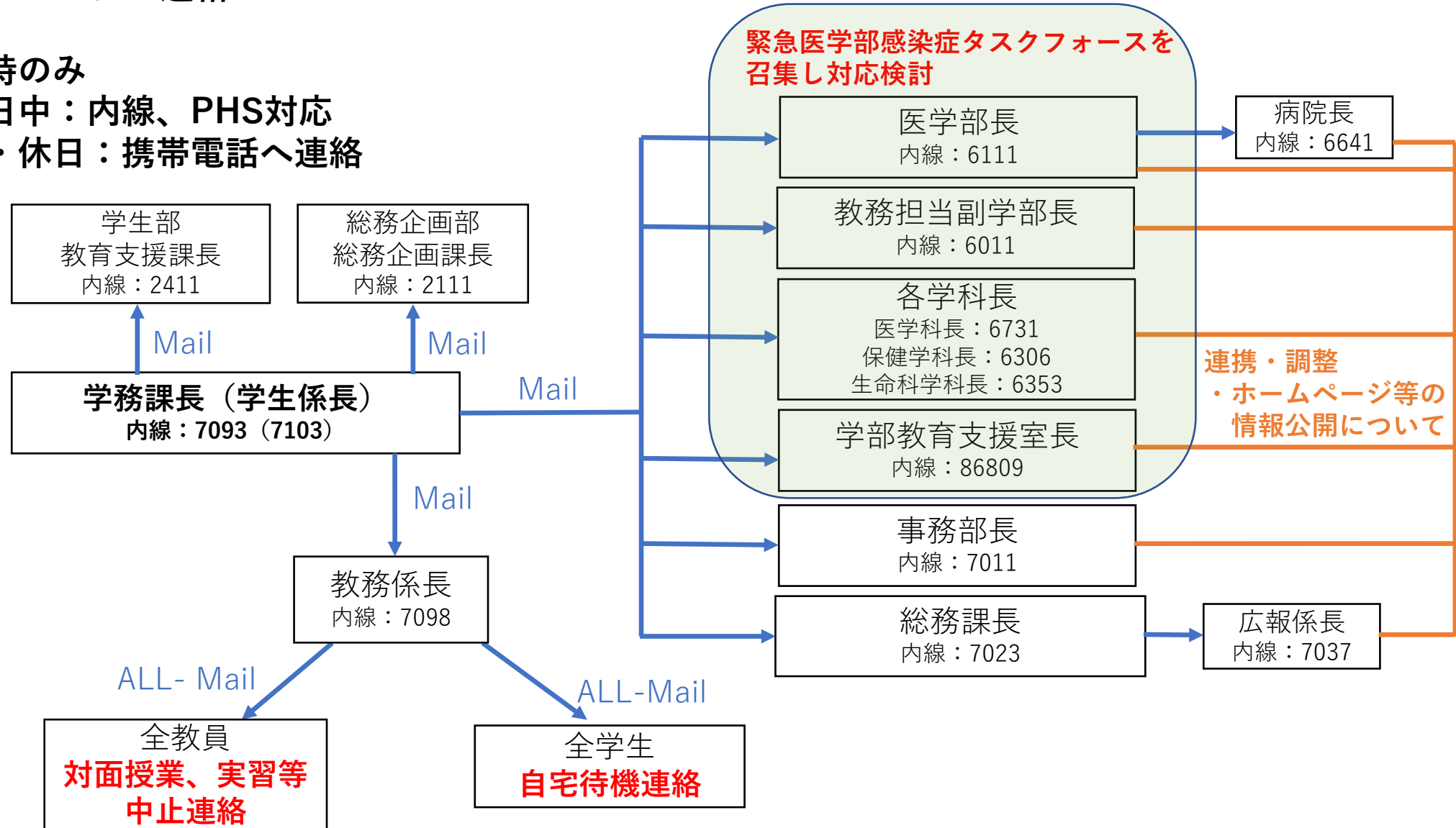
2. COVID-19発生時における医学部連絡体制(2)

原則、Mailにて連絡

緊急時のみ

平日日中：内線、PHS対応

夜間・休日：携帯電話へ連絡



3. COVID-19発生時における**医学部**の行動指針

- **学務課長（学生係長）**は、マニュアル中の「医学部連絡体制（1）、（2）」に従い、連絡を行う
- **学務課長（学生係長）**は、教務係と連携し、緊急医学部感染症タスクフォースを召集、開催する
- **医学部感染症タスクフォース**は、緊急の会議を開き、今後の対応について検討する
- **学務課学生係**は、保健所調査における濃厚接触者、接触者情報、また、PCR検査該当となった者の情報を共有し、各管理者（医学部長、教務担当副学部長、各学科長、学部教育支援室長、大学院教育支援室長、病院長等）へ情報を提供する
- **学務課学生係**は、PCR検査該当者と、今後の検査、登校可能時期等について、情報共有のための定期的な連絡をとる

4. COVID-19発生時における**学生の行動指針**

- **陽性者または濃厚接触者（想定される場合も含む）となった学生は**、登校中止、実習中止し、濃厚接触者の同定、今後の方針が決定するまで自宅待機とし、遠隔授業とする
- 陽性者は、保健所の待機期間が終了するまで出席停止とする
ただし、病院での実習へ復帰する場合は、病院の指示に従う
- **感染拡大状況によっては、指定する範囲に該当する学生は**、指定する期間自宅待機、遠隔授業、課題対応とする
- **自宅待機中の学生は**、不要不急の外出を避け、1日2回（朝、夕）の検温及び症状観察を十分に行い、健康記録表に記載する
- **自宅待機中の学生は**、COVID-19有症状の際には、本マニュアル中の「1. COVID-19有症状の際における学生の行動指針及び医学部連絡体制(1)」に従い行動する
（まずは、かかりつけ医へ相談する　かかりつけ医がない場合、受診相談センターへ）